

第116回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 連結計算書類の連結注記表……………	1
② 計算書類の個別注記表……………	23

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト (<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に
掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

野村ホールディングス株式会社

〔連結〕

① 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20％から50％またはリミテッド・パートナーシップ等の3％以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産―関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の勘定に計上しております。野村は経済的持分の39.2％を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産―その他および、収益―その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス―投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

〔連結〕

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値での測定がなされていない貸付金に対して、発生が予測される損失につき最善の見積もりを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金と、個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績率に基づき総合的に見積もられる一般引当金によって構成されております。

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。潜在的な損失可能性に対する経営者の最善の見積もりには、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されており、これらによって債務者の返済能力が判断されております。この引当金は、減損している貸付金の帳簿価額の調整として、個々の貸付金ごとに期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金には担保の公正価値を用い、測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、貸借対照表日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれかが大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

〔連結〕

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
会計基準アップデート(以下「ASU」) 第2016-02号 「リース」 ⁽¹⁾	・現行のリース会計基準である編纂書840「リース」を置き換え、リースの定義を変更する ・借手に対して、すべてのリースを使用権資産と対応するリース債務の認識によりオン・バランスすることを要請する ・貸手の会計処理は、現行指針から大きく変わらない ・セール・アンド・リースバック取引と借手の仕様に合わせた「ビルド・トゥ・スーツ」取引の会計処理を簡素化する ・リース取引に関する新たな定性的および定量的な開示を要請する	2019年4月1日から修正遡及法により適用 ⁽²⁾	オペレーティングリースを連結貸借対照表で認識することにより、2019年4月1日期首時点で、その他資産—建物、土地、器具備品および設備が169,277百万円増加し、その他負債が163,685百万円増加した。主に一部のリース分類の変更により2019年4月1日期首利益剰余金が5,592百万円増加した。

(1) ASU第2018-01号「トピック842への移行における土地の地役権の実務上の便法」、ASU第2018-10号「トピック842「リース」の改訂及び改善」、ASU第2018-11号「リース（トピック842）にかかる限定的な改善」、ASU第2018-20号「貸手に関するリース（トピック842）の限定的な改訂」およびASU第2019-01号「リース（トピック842）-ASCの改善」により更に修正されました。

(2) 野村は編纂書842「リース」で容認された、累積的影響額を適用日の期首剰余金に反映する実務上の便法を適用しました。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

12. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 5,332,640百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 4,224,504百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,603,894百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を440,238百万円差し入れております。

13. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

〔連結〕

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは2,023億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は1兆7,689億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは1兆2,451億円となっております。2020年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は4兆1,771億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して1,629億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は243億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

14. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2020年5月21日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約360億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、

〔連結〕

④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めています。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.が含まれています。ボストン連邦住宅貸付銀行は、NAACが発行した約406百万米ドルのRMBS証券を4回にわたる募集において購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。2019年12月16日、当社米国子会社らは、ボストン連邦住宅貸付銀行との間で、34百万ドルを支払う内容の和解契約を締結し、その後訴訟は取り下げられ、本件は終結しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年7月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Alken Luxembourg S.A.（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約434百万ユーロの損害賠償を請求しています。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH（Luxembourg）Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約186.7百万ユーロの損害賠償を請求しています。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および元職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を

〔連結〕

判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われています。

2019年11月8日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年5月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。現在、判決内容を精査中であり、控訴を含めた今後の対応を検討しています。現時点では精査が完了しておらず、上記金額を、本件に関して合理的に発生する可能性のある損失額であると見積もることは困難です。上記金額は、本件にかかる偶発債務に関して入手可能な唯一の数値ですが、本件について最終的に確定した債務の額を示すものではありません。すべての上訴手続きが終結するまで、上記罰金および利益の没収は強制執行されません。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社（以下「AIG」）は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消または損害賠償を求めています。

国債、国際機関債および政府関連機関債の取引に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。これらの調査は、NIPの欧州での活動を含むさまざまな事項に関係し

ており、当社およびNIPは、欧州委員会（以下「委員会」）から、過去の行為に関する委員会の初期見解を反映した異議申立て告知書を受け取っています。また、NIPおよびNSIは、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。同様に、NIPおよびNSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟の被告となっております。また、NIPおよびNSIは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟について送達を受けております。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2018年7月、イタリアにおけるNIPの元法人顧客は、NIPに対し、ローマ民事裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、両者間で2006年から2009年にかけて行われたデリバティブ取引に関するものであり、元法人顧客はNIPに対し、イタリアの破産法違反を主張し、約165百万ユーロの支払いを求めています。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対し、調査を実施しました。2019年7月15日、NSIは、米国証券取引委員会との間で、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況に関し和解契約を締結しました。NSIは、本和解契約に基づき、米国証券取引委員会に対し1.5百万米ドルおよび顧客に対し25百万米ドルの支払を行い、本件は終結しました。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、同社および野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続の対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社（以下「該当会社」）は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。今後該当会社および元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。現時点では本件に関して合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることは困難です。

〔連結〕

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行っておりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入しておりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続き係属中です。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

当社および野村証券株式会社に対する金融庁による行政処分について

野村証券株式会社（以下「野村証券」）は、2019年5月28日、野村証券において不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく行政処分（業務改善命令）を受け、当社も当該事案の発生により、同日、金融庁から金融商品取引法第57条の19第1項に基づく行政処分（業務改善命令）を受け、当該行政処分に起因して、野村証券は一部ビジネス機会を喪失しました。2019年6月3日、当社および野村証券は金融庁に改善報告書を提出し、受理されましたが、今後も評判の毀損等により野村はさらにビジネス機会を喪失する可能性があります。したがって、今後の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で影響額の合理的な見積もりを行うことは困難であります。

15. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	279,734,884百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	2,351百万円

- (1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は7,197,647百万円であります。
- (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は16,455,288百万円であり、その帳簿価額（負債）は180,215百万円であります。
- (3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額（負債）はゼロであります。

〔連結〕

〔金融商品に関する注記〕

16. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各国政府および英国政府（以下「EU & UK」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットिंग契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して5,253億円であります。

(単位：億円)					
2020年3月31日					
	日本	米国	EU & UK	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	19,335	18,894	27,041	6,715	71,985

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,214億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2020年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

2020年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	64,805	79,785	4,715	—	149,305
デリバティブ取引	707	209,207	1,980	△192,479	19,415
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	—	7,088	964	—	8,052
担保付契約 ⁽⁵⁾	—	5,340	152	—	5,492
その他の資産 ⁽²⁾	3,745	4,782	1,680	—	10,207
合計	69,257	306,202	9,491	△192,479	192,471
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	50,441	16,902	28	—	67,371
デリバティブ取引	441	205,248	2,268	△189,865	18,092
短期借入 ⁽⁶⁾	—	3,484	285	—	3,769
支払債務および受入預金 ⁽⁷⁾	—	137	11	—	148
担保付調達 ⁽⁵⁾	—	2,466	—	—	2,466
長期借入 ⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	23	32,907	4,088	—	37,018
その他の負債 ⁽¹⁰⁾	1,700	1,296	—	—	2,996
合計	52,605	262,440	6,680	△189,865	131,860

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に261億円、その他の資産に56億円含まれています。
- (3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザニンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (7) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (8) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (10) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2020年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は7兆7,756億円、その公正価値または見積公正価値の金額は7兆7,328億円となっております。

〔連結〕

長期借入の満期年限別金額

2020年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2021年3月期	7,780
2022年3月期	5,601
2023年3月期	6,642
2024年3月期	6,189
2025年3月期	10,267
2026年3月期以降	40,730
小計	77,209
譲渡取消による担保付借入	547
合計	77,756

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

17. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	873.26円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	67.76円

- (1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。
- (2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

[収益認識に関する注記]

18. 顧客に提供したサービスから得た収益

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および重要な判断
取引執行および清算代行サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手料は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザーサービス	特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する期間にわたり認識されるか、関連する履行義務が一時点に充足されるか、または一定期間に従い充足されるかによって、関連する取引が完了するまで、繰り延べられます
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるが否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
アセットマネジメント業務		着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	ファンドの販売	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
引受および売出業務	カストディヤ事務サービスの提供	販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
		カストディヤ事務手数料は時間に応じて均等に認識されます
	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	
	顧客向けローンシンジケート業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

〔連結〕

〔その他注記〕

19. その他の追加情報

関係会社株式の譲渡

野村は、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）が実施した自己株式の公開買付けに応募し、同公開買付けの成立にともない、2019年8月21日に当社保有にかかるNRI普通株式101,889,300株を159,966百万円にてNRIに譲渡いたしました。なお、NRIは、譲渡後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。当該譲渡にかかる利益73,293百万円は、2020年3月期連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。

税制改正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）が2020年3月27日に成立し、従来の連結納税制度が見直され、2022年4月1日以後開始する事業年度からグループ通算制度に移行することとなりました。この改正による、繰延税金負債の純額への影響は重要ではありません。

企業結合

野村は米国におけるサステナブル・テクノロジーおよびインフラストラクチャー分野でM&A助言のリーディング・ブティックであるGreentech Capital, LLC（以下「グリーンテック」）の全持分を2020年4月1日に取得いたしました。買収価額は12,389百万円であり、一部が同日支払われました。

2020年4月1日以降のグリーンテックの経営成績およびキャッシュフローは野村の連結財務諸表に反映されます。企業結合日時点のグリーンテックの資産および負債は野村の連結貸借対照表に対して重要ではありませんでした。

譲渡制限株式ユニット

2020年5月、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することといたしました。付与されるRSUの総数は7,500万個（7,500万株相当）の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

日本橋再開発事業にかかる権利変換

2020年5月20日、野村が組合員として参加する日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画が東京都により認可され、同年5月29日に権利変換の効力が生じます。

当該権利変換により、野村は当該地区において保有していた資産と引き換えに、再開発不動産の一部（権利床）を取得する権利を取得します。併せて、家賃等の損失にかかる補償金を受け取る権利を取得します。

2021年3月期第1四半期連結財務諸表上、税引前四半期純利益に、譲渡資産の帳簿価額と上記権利の公正価値との差額約700億円が計上される見込みです。

〔単体〕

② 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、損失見積もり額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

〔単体〕

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,741,813百万円
短期金銭債務	2,029,963百万円
長期金銭債権	747,556百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,467百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等12,034百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 318,200百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レボ取引	1,951,195百万円 ⁽²⁾
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レボ取引	924,111百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	334,428百万円 ⁽²⁾
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レボ取引	234,910百万円
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レボ取引	222,390百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	150,891百万円 ⁽²⁾
その他		98,888百万円

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。
(2) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業収益	343,297百万円
営業費用	83,247百万円
営業取引以外の取引高	161,490百万円

2. 特別利益

関係会社株式売却益は、関連会社である株式会社野村総合研究所の普通株式の一部を売却したことによるものであります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,493,562,601	—	—	3,493,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	182,411,802	299,381,781	27,168,475	454,625,108

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	299,362,300株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	19,481株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	27,168,085株
単元未満株式の買増しにともなう減少	390株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数	名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第46回	2012.6.5	普通株式	115,300株	第64回	2015.6.5	普通株式	928,200株
第47回	2012.6.5	普通株式	372,000株	第65回	2015.6.5	普通株式	1,497,500株
第48回	2012.6.5	普通株式	526,800株	第68回	2015.11.18	普通株式	2,568,800株
第49回	2012.6.5	普通株式	39,800株	第69回	2016.6.7	普通株式	1,034,100株
第50回	2012.6.5	普通株式	39,700株	第70回	2016.6.7	普通株式	1,552,200株
第53回	2013.6.5	普通株式	93,700株	第71回	2016.6.7	普通株式	2,028,300株
第54回	2013.6.5	普通株式	456,300株	第72回	2016.6.7	普通株式	259,200株
第55回	2013.11.19	普通株式	2,678,200株	第73回	2016.6.7	普通株式	105,400株
第56回	2014.6.5	普通株式	189,200株	第74回	2016.11.11	普通株式	2,535,400株
第57回	2014.6.5	普通株式	652,400株	第75回	2017.6.9	普通株式	1,188,600株
第58回	2014.6.5	普通株式	1,014,500株	第76回	2017.6.9	普通株式	1,456,900株
第60回	2014.6.5	普通株式	375,400株	第82回	2017.6.9	普通株式	276,700株
第61回	2014.6.5	普通株式	1,374,600株	第83回	2017.6.9	普通株式	63,900株
第62回	2014.11.18	普通株式	2,673,700株	第84回	2017.11.17	普通株式	2,488,900株
第63回	2015.6.5	普通株式	546,100株				

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月25日 取締役会	普通株式	9,933	3.00	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	48,483	15.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	15,195	5.00	2020年3月31日	2020年6月8日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	117,032百万円
地方税繰越欠損金	25,015百万円
繰延ヘッジ損益	3,453百万円
固定資産評価減	2,435百万円
ストック・オプション	774百万円
その他	2,498百万円
繰延税金資産小計	151,206百万円
評価性引当額	△118,438百万円
繰延税金資産合計	32,768百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,606百万円
繰延ヘッジ損益	△10,491百万円
その他	△657百万円
繰延税金負債合計	△25,754百万円
繰延税金資産の純額	7,014百万円

【単体】

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	93,147	未収収益	16,372	(注 1)
				資金の貸付	436,823	短期貸付金	343,800	(注 2)
				利息の受取	6,913	未収収益	1,041	(注 3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	175,000	(注 4)
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	資金の貸付	157,692	—	—	
				コミットメントライン設定料の受入	705	—	—	
				資金の貸付	1,020	短期貸付金	1,299	(注 2)
				利息の受取	46	未収収益	0	(注 2)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	債務保証	610,561	—	—	(注 6)
				保証料の受入	476	未収収益	476	(注 6)
				債務保証	924,111	—	—	(注 6)
				保証料の受入	476	未収収益	468	(注 6)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,416,017	短期貸付金	1,910,756	(注 2)
				利息の受取	12,033	未収収益	2,954	(注 2)
				資金の貸付	1,151,325	短期貸付金	1,143,070	(注 2)
				利息の受取	11,504	未収収益	2,215	(注 2)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証	222,390	—	—	(注 6)
				保証料の受入	105	未収収益	104	(注 6)
				資金の貸付	130,607	短期貸付金	173,767	(注 2)
				利息の受取	3,876	未収収益	128	(注 2)
子会社	NHIアクイジション・ホールディングInc.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,752,936	短期借入金	1,880,105	(注 5)
				利息の支払	10,983	未払費用	1,284	(注 5)
				債務保証	1,951,195	—	—	(注 6)
				保証料の受入	951	未収収益	944	(注 6)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証	150,891	—	—	(注 6)
				保証料の受入	216	未収収益	215	(注 6)
				増資の引受	96,984	—	—	(注 7)
				資金の貸付	72,330	関係会社 長期貸付金	233,744	(注 2)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	2,459	未収収益	249	(注 2)
				資金の貸付	544,873	短期貸付金	—	(注 2)
				利息の受取	12,282	未収収益	997	(注 3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	320,000	関係会社 長期貸付金	243,946	(注 4)
子会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	244,936	—	—	
				コミットメントライン設定料の受入	180	—	—	
				資金の貸付	69,371	短期貸付金	91,707	(注 2)
				利息の受取	581	未収収益	65	
関 連 会 社	株式会社野村総合研究所	直接 17.6 %	システムソリューションサービス	情報処理システム利用料等の支払	31,909	—	—	(注 8)
		(所有)	コンサルティング・ナレッジサービスの購入	ソフトウェア等の購入	12,748	未払金	3,211	(注 8)
		間接 11.2 %	自己株式の公開買付けへの応募による売却	自己株式の公開買付けへの応募による売却	159,966	—	—	(注 9)

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 取引金額および期末残高から注4.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
5. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
6. 債務保証の内容につきましては、「貸借対照表に関する注記」5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
7. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCの行った株主割当増資を引き受けたものであります。
8. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
9. 株式会社野村総合研究所が実施した株式公開買付けにおける、買付価格での売却であります。
10. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	855円09銭
1株当たり当期純利益	87円80銭

〔収益認識に関する注記〕

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じてその他の売上高として収益認識しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

（譲渡制限株式ユニットの付与）

2020年5月、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することといたしました。付与されるRSUの総数は約7,500万個（7,500万株相当）の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。